

## 地域公共交通計画の策定について

### 【地域公共交通計画とは】

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）としての役割を果たすものであり、公共交通に関する基本的な方針や対策などを定めたものです。

### 【背景】

全国的に公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、地域の移動ニーズに持続的かつきめ細やかに対応するため、令和2年度の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を対象とした地域公共交通計画の策定が努力義務化されています。

### 【計画策定の期間】

令和4・5年度の2年間

### 【計画の期間】

5年間

- ・令和6年4月～令和11年3月（会計年度）
- ・令和5年10月～令和10年9月（国庫補助の年度）
- ・令和5年12月～令和10年11月（わん丸君バスの再編年度）

### 【計画策定に関する委託業務について】

委託業務に対し、国庫補助を受けるにあたり、下記の要件があります。

- ・補助対象事業者は、活性化再生法の法定協議会（地域公共交通会議）とする。
  - ※法定協議会がコンサル等と契約して事業を実施
  - ※補助金の支払先口座も、法定協議会の口座

### 委託業者の選定について

指名競争入札にて業者を決定します。

過去に他の自治体において地域公共交通計画（もしくは地域公共交通網形成計画）の策定実績がある業者から、数社を指名する。

## 実施内容について

令和4年度については、下記の内容を実施します。

### ①計画準備及び資料収集整理

スケジュールの検討や必要資料の整理など、計画策定を円滑に遂行するための計画を業務計画書としてとりまとめる。

### ②上位関連計画の整理

上位計画や関連計画より、犬山市が目指す将来の都市像や、まちづくりの基本方針を整理するとともに、公共交通分野における方針や施策を整理する。

### ③地域・交通特性の整理

交通需要が発生・集中する背景となる犬山市の都市機能・都市構造等の地域特性や、公共交通の運行・利用実態を整理し、地域公共交通における現状を分析する。

### ④各種ニーズ調査の整理

過年度に実施した各種ニーズ調査を活用し、バス利用実態や今後の路線再編に向けた基礎指標を集計・分析する。

### ⑤地域公共交通の課題整理

まちづくりや観光等と連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、地域・交通特性や各種ニーズ調査結果を踏まえ、犬山市における地域公共交通の課題を整理する。

### ⑥地域公共交通計画案の検討

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定め、それに基づく定量的な目標（数値目標・評価指標等）を設定する。